



平成 30 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 菱 電 商 事 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 正 垣 信 雄
(コード番号 8084 東証第一部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 宇 野 悟
(TEL 03-5396-6111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 78 期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業の多様化に対応するため、目的事項の追加を行うものであります。
- (2) 当社を取り巻く経営環境に適切に対応し、経営の意思決定の迅速化及び監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図ると共に業務執行の機動性を高めることでガバナンス強化を進めるため、執行役員制度を導入いたします。これに伴い、執行役員に関する条文を新設し、取締役員数の減員などの変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別表のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 30 年 6 月 28 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 30 年 6 月 28 日 (木)

4. その他

本日、別途「執行役員制度導入及び役員人事に関するお知らせ」を開示しております。

【別表】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品の製造、売買及び輸出入業</p> <p>イ. 電気機械機具、電子機器及び通信機器</p> <p>ロ. 建設機械、工作機械、輸送機械、事務用及び民生用機械機具、その他一般機械機具</p> <p>ハ. 計測器、医療器械機具、その他精密機械機具</p> <p>ニ. 金属・金属製品、繊維製品、木材・木製品、紙・紙製品、化学製品、石油製品、ゴム製品、土石・窯業製品</p> <p>ホ. 日用品雑貨、油脂、燃料、農水産物、飲食料品</p> <p>2. 前号物品の開発、加工、修理、賃貸借、請負業及び運送業</p> <p>3. 建設業</p> <p>4. 不動産の売買、賃貸借及び管理業</p> <p>5. 前各号の代理業、仲立業及び問屋業</p> <p>6. 労働者派遣業</p> <p>7. 発電及び電力の供給事業</p> <p>8. 古物売買業</p> <p>(新設)</p> <p><u>9. 前各号に関連する事業</u></p> <p>第3条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 <u>取締役及び取締役会</u></p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は20名以内とする。</p> <p>第19条～第20条 (条文省略)</p> <p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役</u>を選定することができる。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第22条～第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第26条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. } (現行どおり)</p> <p>8.</p> <p><u>9. 電気通信事業</u></p> <p><u>10. 前各号に関連する事業</u></p> <p>第3条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 <u>取締役、取締役会及び執行役員</u></p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は12名以内とする。</p> <p>第19条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第22条～第25条 (現行どおり)</p> <p><u>(執行役員)</u></p> <p><u>第26条 当社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。</u></p> <p><u>②取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当社の業務を執行させる。</u></p> <p><u>③取締役会は、その決議によって副社長執行役員、専務執行役員及び常務執行役員を選定することができる。</u></p> <p>第27条～第39条 (現行どおり)</p>

以上